

糸魚川市のごみ処理状況等について

1 ごみの排出実績

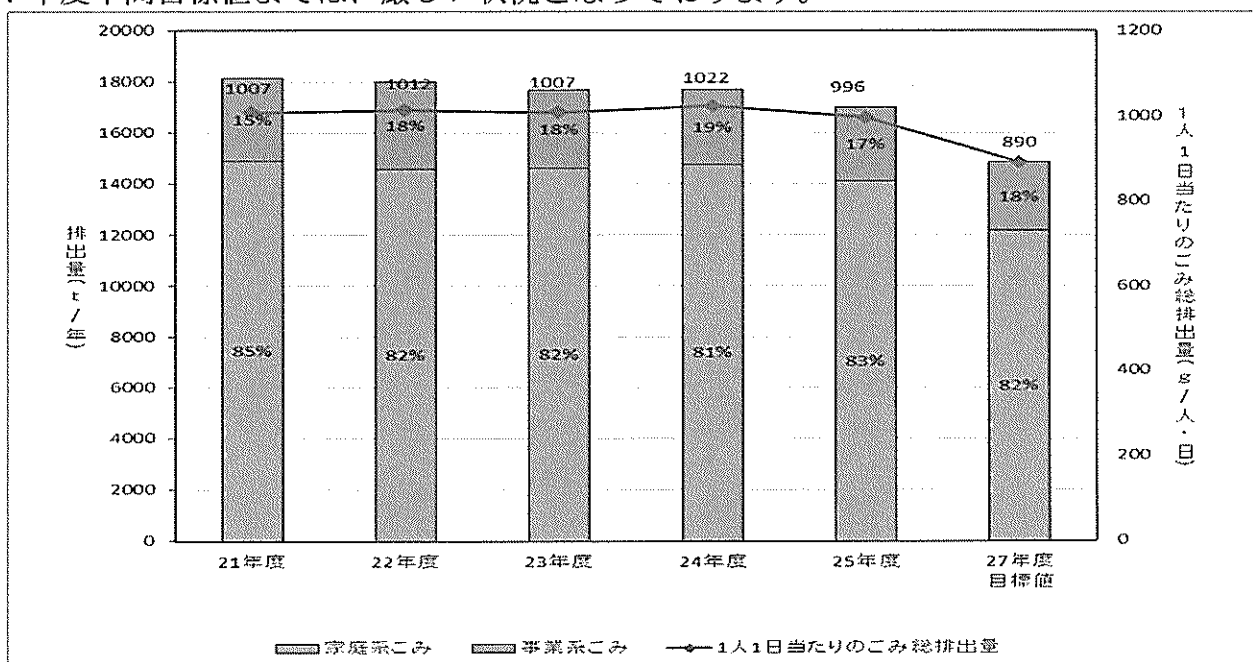
(1) ごみ排出量の推移

(単位:t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度 目標値
家庭系ごみ	14,880	14,562	14,602	14,750	14,089	12,148
燃やせるごみ	10,440	10,169	10,295	10,198	9,693	8,456
燃やせないごみ	965	1,007	979	1,072	995	721
資源ごみ	3,444	3,350	3,295	3,444	3,367	2,942
廃乾電池	21	22	20	20	20	29
廃蛍光管	10	14	13	16	14	
事業系ごみ	3,250	3,434	3,083	2,957	2,900	2,700
燃やせるごみ	3,242	3,429	3,077	2,948	2,883	2,692
燃やせないごみ	8	5	6	9	17	8
ごみ総排出量	18,130	17,996	17,685	17,707	16,989	14,848
1人1日当たりの家庭系ごみ量 (資源ごみ・廃乾電池等を除く) (g)	633	628	642	650	626	550
1人1日当たりのごみ総排出量 (g)	1,007	1,012	1,007	1,022	996	890

平成 25 年度のごみ総排出量は 16,989 トンであり、平成 21 年度（ごみ処理基本計画策定時）の 18,130 トンから 1,141 トン（6.3%）減少しています。

平成 25 年度においては 1 人 1 日当たりのごみ総排出量が 1,000 g を切りましたが、平成 27 年度中間目標値までは、厳しい状況となっております。



(2) ごみ処理基本計画に掲げるごみ減量目標の状況

目標	21年度 (計画策定時)	25年度	H21/H25増減	27年度 目標値
①家庭系ごみの減量目標 人口1人当たりの家庭系ごみ量(資源物等を除く)	633 g	626 g	△7 g	550 g
②事業系ごみの減量目標 年間の事業系ごみ量	3,250 t	2,901 t	△349 t	2,700 t
③発生抑制の目標 人口1人当たりのごみ総排出量	1,007 g	996 g	△11 g	890 g

②事業系ごみの減量目標は、349 トンの減量が図られてはいますが、①家庭系ごみの減量目標及び③発生抑制の目標においては横ばいの状況となっています。

(3) リサイクル率の推移

(単位:t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
資源ごみ量	3,475	3,386	3,328	3,480	3,400
施設資源化量	3,301	3,258	3,086	3,537	3,431
燃やせるごみ処理後の資源化量	3,106	3,065	3,030	2,964	2,831
うち炭化物	3,092	3,055	3,015	2,955	2,821
燃やせないごみ処理後の資源化量	195	193	56	573	600
再生利用量	6,776	6,644	6,414	7,017	6,831
ごみ排出量	18,130	17,996	17,685	17,707	16,989
リサイクル率	37.4%	36.9%	36.3%	39.6%	40.2%
リサイクル率(炭化物を除く)	20.3%	19.9%	19.2%	20.0%	23.6%

※リサイクル率=再生利用量(資源ごみ量+施設資源化量)÷ごみ総排出量×100

平成25年度のリサイクル率は40.2%であり、平成21年度から2.8ポイント増加しています。これは、燃やせないごみから選別した廃プラスチックのセメント原燃料やガラス陶磁器類のセメント原料としてリサイクルしたことが要因です。

リサイクル率は、全国平均値(平成24年度:20.4%)と比較すると高い水準となっています。

※セメント原燃料…セメントの製造工程の燃料として利用し、その燃料残渣を原料として利用すること。

2 分別区分と処理方法について

(1) 分別収集区分

平成 26 年度から、19 分別の収集を実施しています。

分別区分	内 容	
①燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、木屑 など	
②燃やせないごみ	プラスチック製品類、ゴム・皮革製品類、ガラス・陶磁器製品類 など	
資源となるごみ	③プラスチック製容器包装類	ボトル容器、カップ類、チューブ類、袋類、緩衝材、白色以外のトレイ など
	④ペットボトル	飲料用、しょうゆ、一部の調味料 など
	⑤白色トレイ	両面が白色のトレイ
	⑥茶色びん	食料、飲料用、化粧びんに限定
	⑦無色透明びん	
	⑧その他色のびん	
	⑨金物類 小型電化製品	アルミ缶、スチール缶、鍋・刃物類 小型電化製品
	⑩紙パック	ジュース、牛乳パック
	⑪新聞紙	新聞紙
	⑫段ボール	段ボール
⑬雑誌類	雑誌、チラシ、ボール紙、紙袋類、菓子箱等	
⑭シュレッダー紙	シュレッダー処理された紙	
⑮布類	衣類など	
拠点回収	⑯廃乾電池	乾電池
	⑰廃蛍光管	蛍光管、白熱電球、水銀使用の体温計・温度計
	⑱ライター類	使い捨てライター
⑲廃食用油	家庭で使用した植物性の廃食用油	

(2) 処理方法

区分	処理方法
燃やせるごみ	清掃センターで炭化処理した後、炭化物を精製し、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料として、リサイクル処理しています。
燃やせないごみ	市内の民間事業者で選別、破碎等の中間処理をした後、市内のセメント製造事業者で廃プラスチックはセメント原燃料として、ガラス陶磁器類はセメント原料として、リサイクル処理しています。 また、廃プラスチックの一部は、市外の民間事業者で固形燃料としてリサイクル処理しています。
資源となるごみ	中間処理事業者で処理され、再生処理事業者で、それぞれリサイクル処理されています。

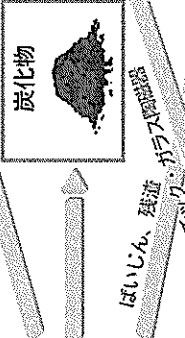
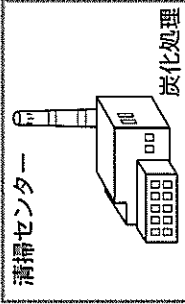
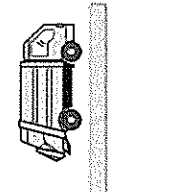
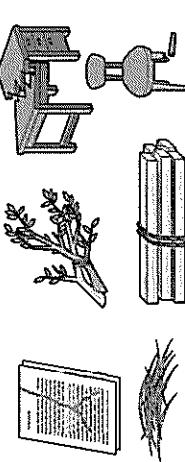
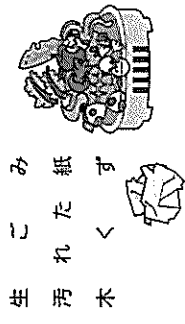
19品目分別

糸魚川市ごみ処理フロー（ごみのゆくえ）

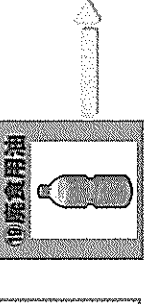
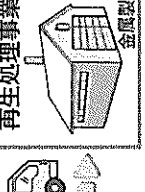
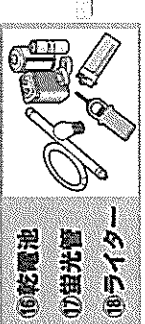
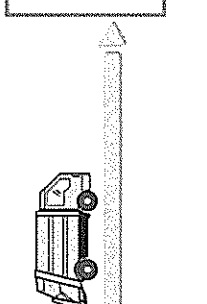
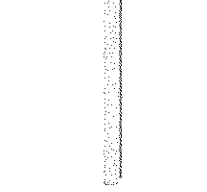
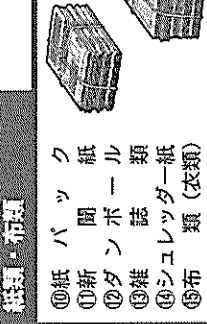
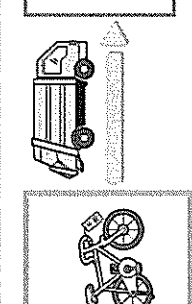
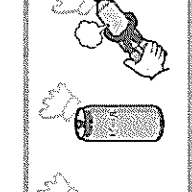
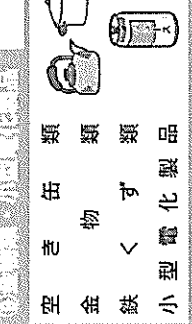
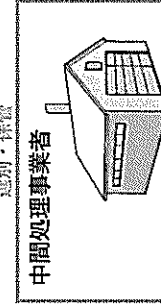
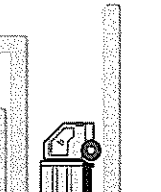
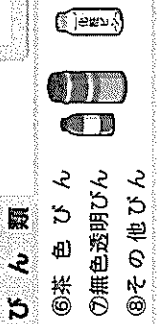
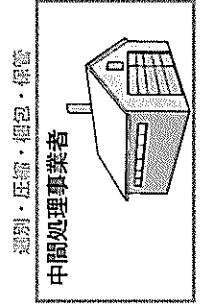
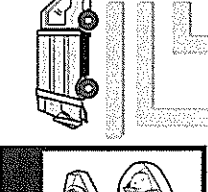
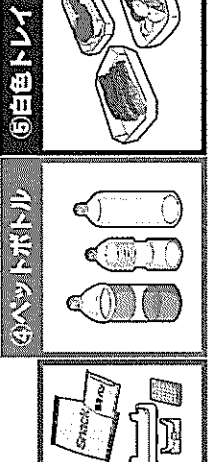
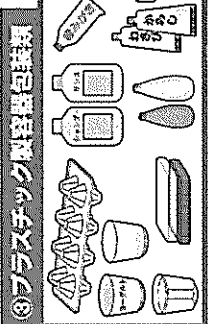
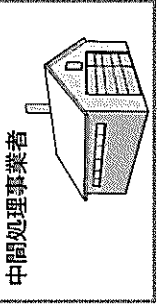
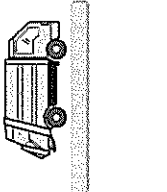
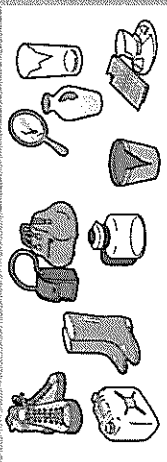
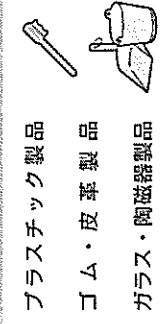
平成26年4月1日現在

※熱

①燃やせるごみ



②燃やせないごみ



健康づくりセンター
給湯利用

地元セメント製造事業者
セメント原料

埋立処分場
埋立処理

再生処理事業者
金属製品

再生処理事業者
固形燃料

再生処理事業者
パレット

再生処理事業者
シャツ

再生処理事業者
白色トレイ

再生処理事業者
再生びん

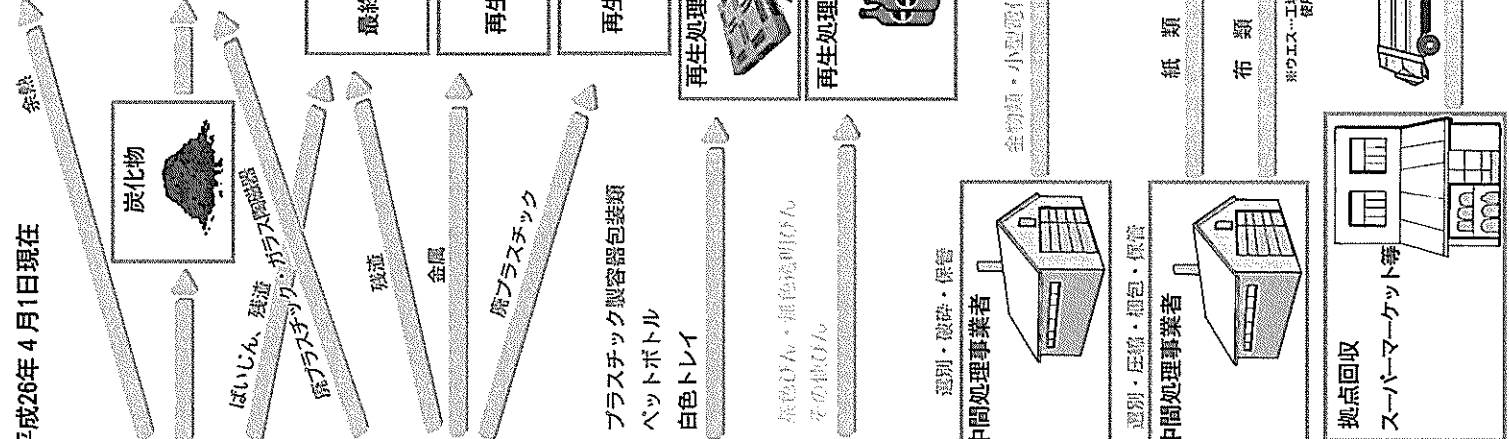
再生処理事業者
金属製品

再生処理事業者
ウリス

再生処理事業者
紙類

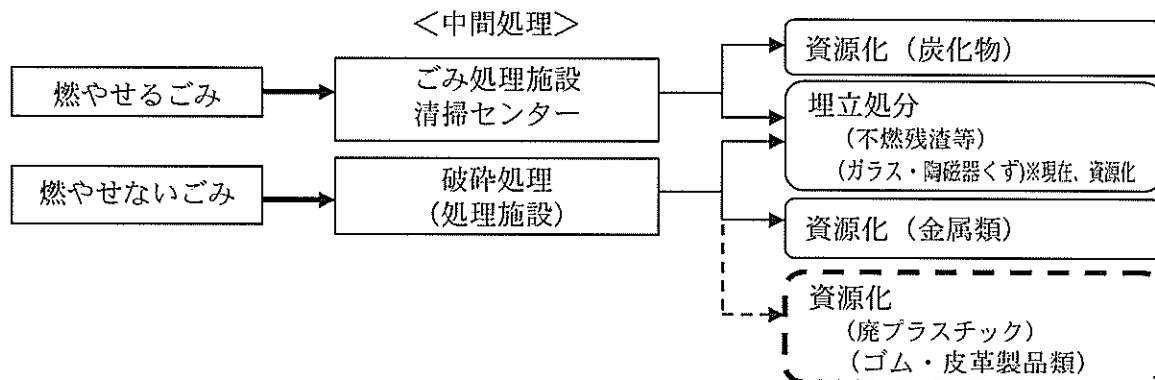
再生処理事業者
BDF処理（軽油代替燃料）

ごみ収集車の燃料



3 中間処理について

※計画書P52（中間処理計画）



(1) ごみ処理施設（清掃センター）

ごみを約 500℃で蒸し焼きにする炭化処理システムを採用し、平成 14 年 4 月に稼働しています。

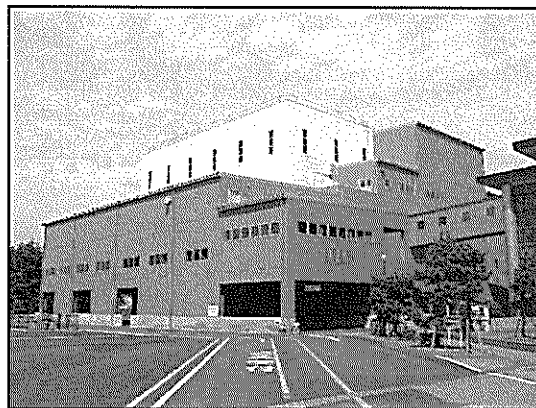
「炭化物」は、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料としてリサイクル処理しています。

《概要》

竣工：平成 13 年度

規模：70 トン／24 時間（35 トン／2 系列）

形式：全連続ロータリーキルン式炭化炉



【今後の方向性】

施設の耐用状況（稼働状況）等を勘察し、次期処理施設の整備に向けて計画的に検討を進める必要があり、平成 23 年 9 月に「糸魚川市ごみ処理施設あり方検討委員会」を設置。6 回の検討委員会を経て、平成 24 年 10 月に「糸魚川市の次期ごみ焼却施設の整備のあり方」をまとめました。平成 25 年度には、糸魚川市一般廃棄物最終処分場が所在する大野区から、掘り起し再生事業実施の要望があったことを受け、「ごみ処理基本構想検討委員会」を設置。焼却施設、リサイクル、最終処分のあり方等について本年度も引き続き審議をしていきます。

(2) 破碎処理（処理施設）

燃やせないごみは、平成 23 年 1 月以降、市内民間施設で分別・破碎処理しています。

中間処理後の残さについては、エコパークいずもざき（新潟県環境保全事業団：出雲崎町）で埋め立て処分を行っていましたが、中間処理の過程で出る廃プラスチックについては、平成 24 年 1 月以降、工業用の固形燃料としての資源化に向け市外民間企業へ処理委託しています。また、平成 24 年 5 月からは、市内セメント製造事業者でセメントの原燃料としてリサイクルを行い、平成 25 年 8 月からはガラス陶磁器類についても市内セメント製造事業者においてセメントの原料としてリサイクルを行っています。

4 最終処分について

最終処分の方法は埋立処分を基本としますが、現在は本市最終処分場での埋立を停止していることから、外部委託処理で対応しています。

そのため、現在、最終処分場を適正化する工事を進めています。調査機関から提示された将来構想案を踏まえ、新たな処分場の整備に向けて市民の理解を得ながら取り組みます。

5 平成 26 年度のごみ減量に向けた主な取り組み

(1)生ごみの減量（生ごみ処理機器の普及啓発）

	補助率等		補助個数			
	平成 24 年 9 月以前	平成 24 年 10 月以降	H22	H23	H24	H25
コンポスト型	購入金額の 1/2 以内 （上限額 3,000 円） 1 世帯あたり 1 個/年	購入金額の 3/4 以内 上限額・個数制限なし	42	48	537	112
堆肥化促進箱	購入金額の 1/2 以内 （上限額 3,000 円） 1 世帯あたり 2 個/年	購入金額の 3/4 以内 上限額・個数制限なし	0	1	55	27
電動型	購入金額の 1/2 以内 （上限額 20,000 円） 1 世帯あたり 1 台/年	購入金額の 3/4 以内 上限額 60,000 円	12	9	345	179

補助率等の拡充とコンポストのあっせんにより、平成 24 年から補助個数が大幅に増加しています。現状の生ごみ処理機器の購入助成を継続しながら、他の生ごみ減量方法も併せて周知啓発を行います。

- ・ 食べ残し削減
- ・ 生ごみの水切り
- ・ 処理機器でできた肥料の使い方の周知
- ・ 補助制度の紹介と利用者の声の周知 など

(2)事業系ごみの処理責任の明確化

事業系ごみの適正処理について周知徹底を図るとともに、展開調査や立入調査等によりごみの処理状況を確認し、指導徹底に努めます。

(3)ごみ有料化、事業系ごみ手数料の見直し

現在市としては、まずはごみ減量化の取り組みを優先することとし、ごみ減量分別説明会等で普及啓発に努めています。

当審議会でいただいた答申を重く受け止め、ごみの有料化はごみ減量に効果があることから、今後も検討を続けて行きます。

(4)資源化の推進

(4)資源化の推進

ア 紙ごみ分別の徹底

平成 24 年度からビニール袋に入れて出すことも可能としています。

燃やせるごみの中には資源化が可能な紙類が未だ多く含まれており、引き続き分別の徹底を呼び掛けるとともに、事例を示すなど取り組みやすいよう普及啓発に努めます。

イ シュレッダー紙ごみの資源化

平成 24 年度に公共施設からの排出分で試験的に資源化を実施しました。

平成 26 年度からは、ごみ収集委託事業者への直接搬入してもらう方法で実施しています。

事業者へも積極的に紙ごみのリサイクルについて呼びかけを行い、回収資源量の増加に努めます。

ウ 布類の資源化

平成 24 年度から綿以外の衣類も資源化を実施しています。

平成 26 年度からは、ビニール袋・紙袋に入れて出すことも可能とすることで、利便性を向上させ、回収資源量の増加に努めます。

エ 不用品情報掲示板の設置

月 2 回発行の「広報いといがわおしらせばん」、市ホームページ、市内 3 か所の掲示板での案内を継続します。

(5)エコショップ認定制度

ごみの発生抑制、資源化の活動に取り組む市内の小売店を認定し、市民に周知することで、市内全体としてのごみの発生抑制や資源の再利用促進の推進を図ります。

協力店にはステッカー等を掲示するほか、広報紙やホームページ等で広く情報を周知します。

○取り組み事項（認定要件）

- ・簡易包装の推進
- ・レジ袋削減の推進

- ・資源回収の推進
- ・リサイクルの推進
- ・食べ残し減量の推進
- ・事業所内でのごみ減量及びリサイクルの推進
- ・市の拠点回収への協力